

子育て世代の まちなか居住を 応援します！



補助上限

集合住宅：**13,000円/月**

一戸建て住宅：**17,000円/月**

※家賃から共益費や駐車場代、勤務先の住宅手当などを除いた額の4分の1

補助期間

最長3年間

(36ヶ月)

～主な要件～

他市町村より転入し、1年以内に**中心市街地内**の「民間賃貸住宅」に入居された方で、右のいずれかに該当する方。

1. 満18歳未満の子どもと同居する世帯で、子どもを扶養する父又は母のいずれかが世帯主。
2. 同居する夫婦のいずれかが満40歳以下で、夫婦のいずれかが世帯主。

※対象エリアの詳細、その他の要件は裏面をご確認ください。



お問い合わせ・申請窓口

白河市役所 まちづくり推進課 まちづくり推進係
電話：0248-22-1111(内線 2241)



白河市ホームページ



対象エリア及び住宅

[エリア]：第3期中心市街地活性化基本計画区域

全てがエリア内

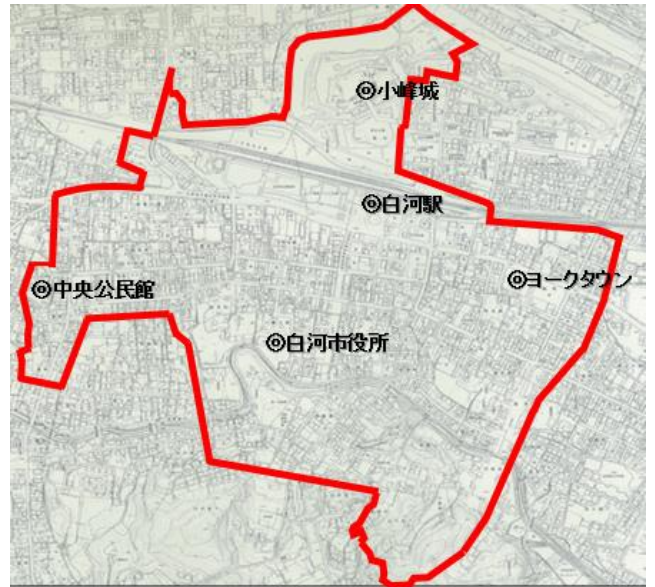
愛宕町、馬町裏、大手町、上ノ台、勘定町、新蔵町、大工町、鷹匠町、手代町、天神町、中町、八幡小路、袋町、南町、本町、本町北裏、横町

一部がエリア内 ※詳しくはご確認ください。

会津町、一番町、円明寺、馬町、馬町下、郭内、金屋町、菖蒲沢、東前町、道場小路、道場町、白井掛、白井掛下、二番町、年貢町、番士小路、向新蔵、巡り矢、四ツ谷

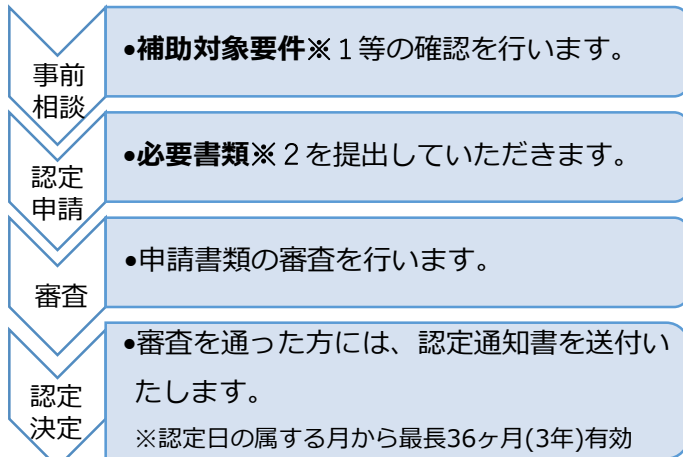
[住宅]：エリア内の民間賃貸住宅 (集合・戸建て)

※市営住宅などの公的賃貸住宅、社宅、寮などの事業主の給与住宅、2親等以内の親族が所有している住宅は補助の対象になりません。

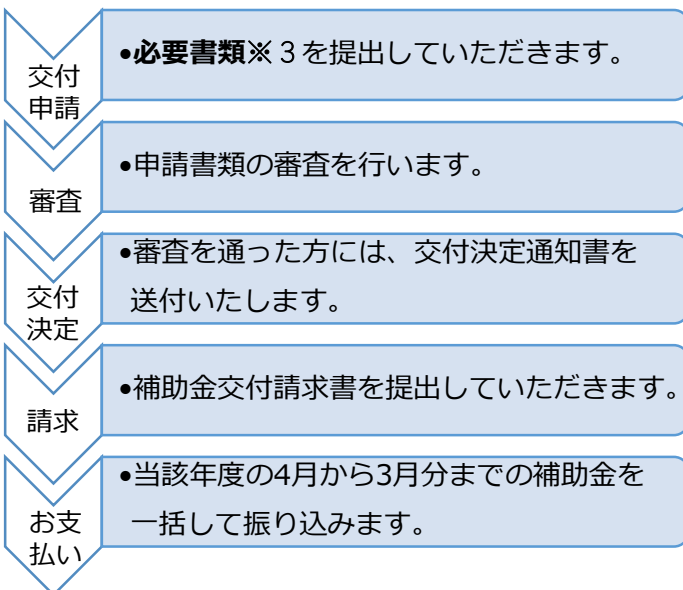


手続きの流れ

○資格の認定（初年度のみ）



○補助金の申請（毎年3月）



※1【補助対象要件】

世帯要件のほか、次に該当している必要があります。

- 生活保護の住宅扶助など、公的家賃補助等を受けている方がいない世帯。
- 民間賃貸住宅の家賃及び市税を滞納していない世帯。
- 居住する自治会に加入している世帯。
- 本事業に基づく補助を受けたことがある方がいない世帯。
- 反社会的勢力と密接な関係、もしくは社会的に非難される関係を有する者が含まれていない世帯。

※2【必要書類】

- 受給資格認定申請書(第1号様式)
- 世帯全員の住民票(謄本)
- 住宅賃貸契約書の写し
- 家賃内訳証明書(第2号様式)
※住宅賃貸契約書の写しで家賃の内訳が不明確な場合に限る。
- 住宅手当支給証明書(第3号様式)
- 世帯全員の市税の納税証明書(前住所地の市町村税の納税証明書を含む)(18歳以下の学生は除く)
- 自治会長が証明する自治会加入証明書(第4号様式)

※3【必要書類】

- 交付申請書(第7号様式)
- 家賃支払いを証明できる書類(通帳写し、振込表、領収書など)
- 世帯全員の市税の納税証明書
- 自治会長が証明する自治会加入証明書(第4号様式)

